

## 第 1 章 立地適正化計画の概要

---

## 第1章 立地適正化計画の概要

本章では、立地適正化計画の概要や福生市において策定する必要性等を整理し、計画の位置付けや対象区域・計画期間などについて整理します。

### 1. 立地適正化計画の概要

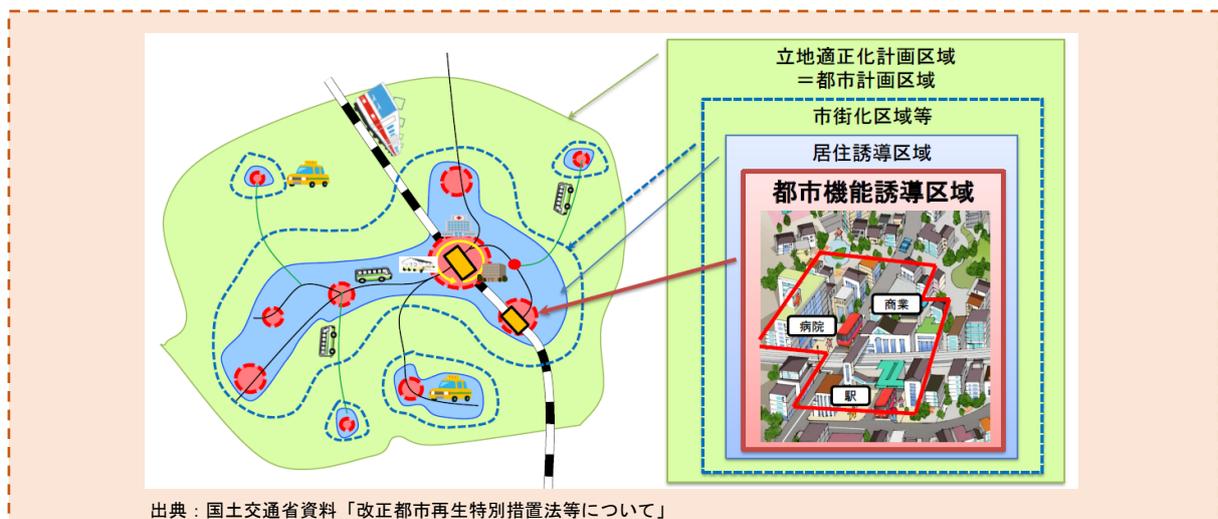
- ・急激な人口減少と高齢化を背景として、財政・経済面において持続可能な都市経営を可能にするためには、医療・福祉・子育て支援・商業施設などがまとまって立地し、これら生活利便施設等に、住民が徒歩や公共交通等を介して容易にアクセスすることができるように、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えに基づきながら、持続可能なまちづくりを推進することが重要となります。
- ・この考え方を踏まえ、立地適正化計画では、住宅や生活利便施設を一定の区域に誘導することで、人口減少下においても、一定の人口密度と日常生活の利便性の維持・向上を目指します。
- ・立地適正化計画では、以下の事項を定める必要があります。

#### 立地適正化計画で定める事項

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域(区域・区域内で市が講ずる各種施策)
- 都市機能誘導区域(区域・区域内で市が講ずる各種施策)
- 誘導施設(都市機能誘導区域ごとの誘導施設、関連基盤整備事業)
- 防災指針

・なお、本計画は、住居や生活利便施設を強制的に短期間で移転させる主旨のものではなく、長期的な視点に立って、上記の居住誘導区域や都市機能誘導区域内への緩やかな誘導を目指しているものです。

#### 【立地適正化計画の区域設定イメージ】



はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

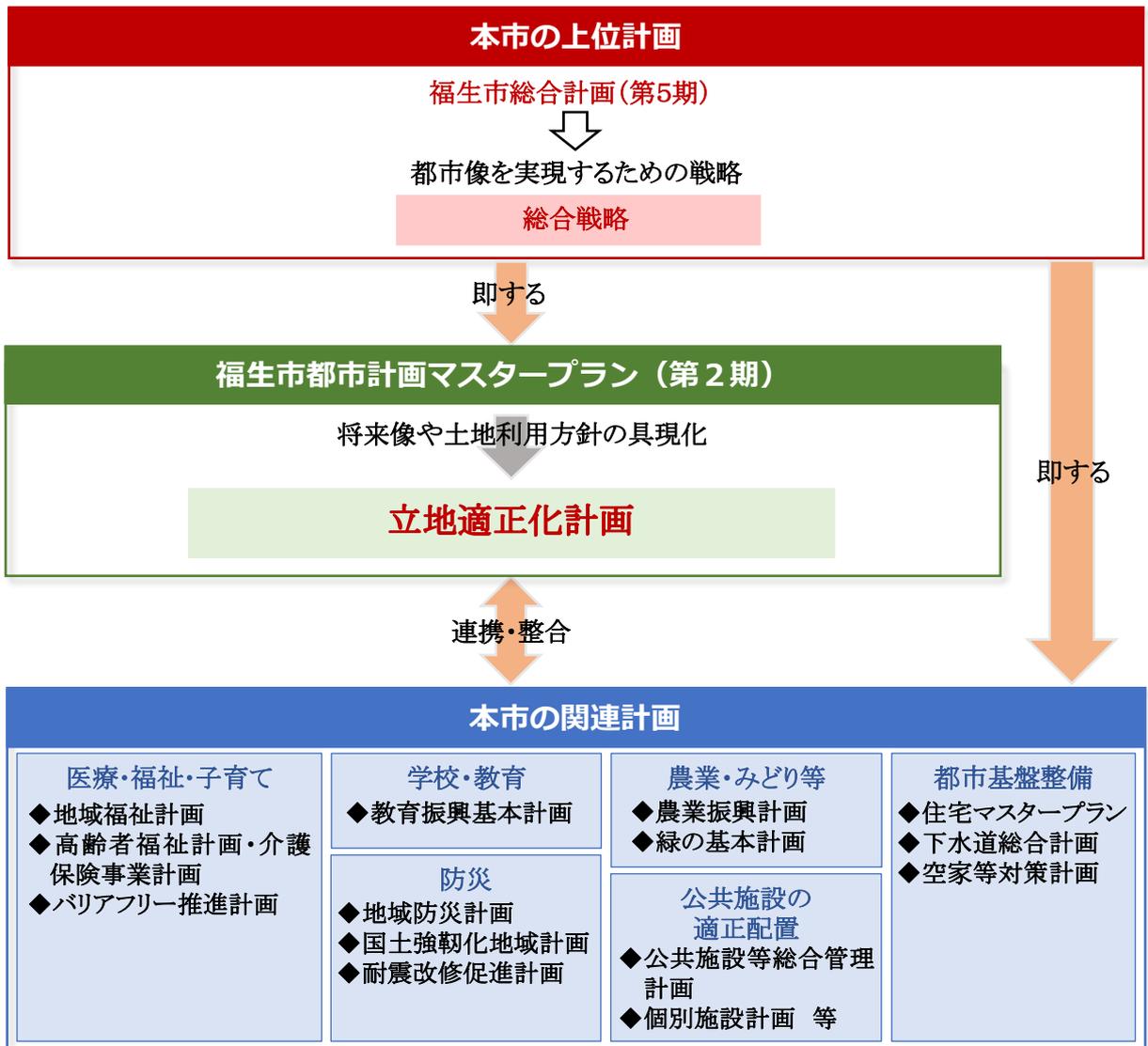
## 2. 本市での立地適正化計画策定等の必要性

- ・本市においても、今後更なる人口減少・少子高齢化が見込まれています。このような状況の中、福生駅をはじめとする駅周辺への生活利便施設の集積等により、更なる利便性の向上を図り、高齢化への対応や子育てしやすいまちづくりを実現するため、本計画を平成30年に決めました。
- ・今回、計画策定後5年が経過したことから、目標値・指標値の達成状況の評価・検証を行い、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、令和2年に改正された都市再生特別措置法に基づいて、新たな記載事項として防災指針を定めるものです。

## 3. 各計画との関係性・位置付け

- ・立地適正化計画と、上位計画及び関連計画との関係性は、以下のとおりです。計画の検討においては、市民の生活に関わる様々な分野と連携して作成します。

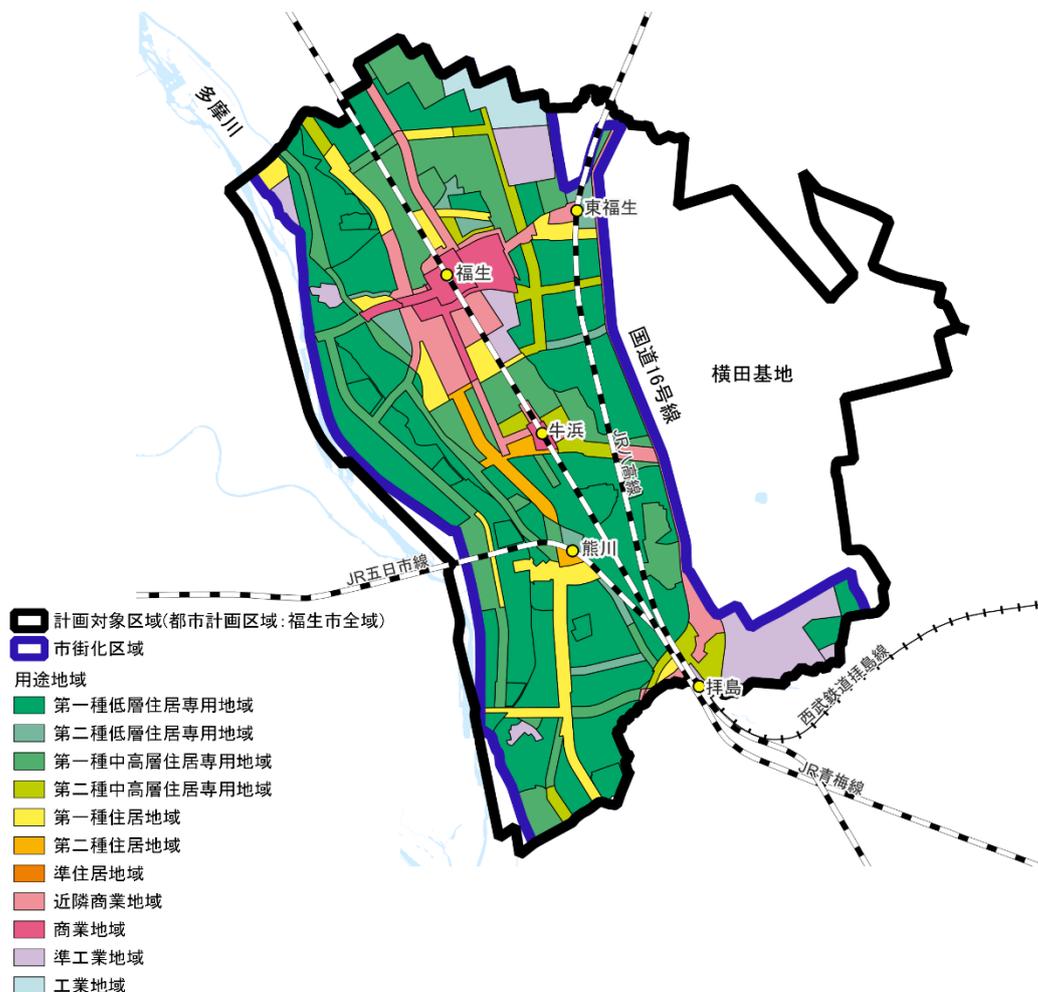
【立地適正化計画と上位・関連計画との関係性】



## 4. 計画の対象区域

- ・本計画は、都市計画区域全域(福生市全域)が対象となりますが、都市機能及び居住誘導区域については、市街化区域を主として検討を進めていきます。

【福生市立地適正化計画の対象区域】



## 5. 計画期間

**計画期間：平成30年度(2018年度)～令和19年度(2037年度)**

- ・本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望し計画検討を行っており、計画期間は平成30年度(2018年度)より令和19年度(2037年度)までとします。
- ・また、本計画はおおむね5年ごとに各評価指標により効果の検証を行うことを基本とし、総合計画や都市計画マスタープランの計画期間との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行うものとします。